

固定資産税（償却資産） 申告の手引き

令和 7 年度申告用



税務課 課税係

2024 年 12 月改定版

目 次

I. 償却資産とは

- 1. 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2. 業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

II. 償却資産の申告について

- 1. 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 2. リース資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 3. 提出していただく書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 4. 企業の電算処理により申告をされる場合・・・・・・・・ 5 ページ
- 5. 提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 6. 提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 7. 申告する資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 8. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合・・・・ 6 ページ
- 9. 国税資料等の閲覧について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 10. 実地調査のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 11. 課税標準の特例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 12. 建物附属設備・特定附帯設備の取り扱いについて・・・・ 7 ページ

III. 申告書類の作成方法

- 1. 作成の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- 2. 作成していただく書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- 3. 作成にあたっての注意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- 4. 取得価額と耐用年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

IV. 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

- 1. 評価額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
- 2. 価格の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
- 3. 税額の計算方法と免税点・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
- 4. 納期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
- 5. お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。具体的には構築物（建物附属設備を含みます。）、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の固定資産をいいます。

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

資産の種類		内 容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設など
		建物附属設備 (1) 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備など (2) テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）詳しくは 7 ページ参照
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械などの各種産業用機械、駐車場機械装置など
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけなど
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフトなど（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」「9」「90～99 及び 900～999」となっています。）、台車等（ <u>自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。</u> ） <u>農耕作業用自動車</u> については、最高速度が毎時 35 k m以上のもの
第6種	工具・器具 及び備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器など

次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (4) 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- (5) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (6) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (7) 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- (8) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産。ただし、次の①②はいずれも償却資産の申告の対象にはなりません。
 - ① 取得価額が10万円未満の償却資産で税務会計上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
 - ② 取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し、一括して損金又は必要な経費に算入されたもの
- (9) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- (10) 太陽光発電設備のうち、次の①から③に当てはまる場合、申告が必要です。
 - ① 個人（住宅用）
 - ・発電量の全量もしくは余剰売電される場合
 - ・個人で利用するもので発電出力が10kw以上の場合
 - ② 個人（事業用）
 - ・個人として事業の用に供している場合
 - ③ 法人
 - ・法人として事業の用に供している場合

2. 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
事務系	タイムレコーダー（５）、事務机（１５）、椅子（１５）、応接セット（８）、ロッカー（１５）、キャビネット（１５）、金庫（２０）、コピー機（５）、エアコン（６）、パーソナルコンピュータ（サーバ用のものを除く）（４）、ＬＡＮ配線（１０）、その他
喫茶・飲食店	看板（１０）、食卓（５）、椅子（５）、厨房用品（５）、レジスター（５）、カラオケ（５）、冷蔵庫（６）、エアコン（６）、その他
理・美容業	理・美容椅子（５）、消毒殺菌器（５）、タオル蒸器（５）、パーマ器（５）、レジスター（５）、サインポール（３）、エアコン（６）、湯沸かし器（６）、その他
クリーニング業	洗濯機（１３）、脱水機（１３）、ドライ機（１３）、プレス（１３）、給排水設備（１５）、レジスター（５）、エアコン（６）、その他
小売店	冷蔵ストッカー（４）、陳列ケース（６又は８）、レジスター（５）、冷蔵庫（６）、自動販売機（５）、エアコン（６）、看板（１０）、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍機（９）、肉切断機（９）、挽肉機（９）、冷蔵庫（６）、陳列ケース（６又は８）、電子秤（５）、レジスター（５）、エアコン（６）、その他
自動車修理業	旋盤（１５）、プレス（１５）、圧縮機（１５）、測定工具（５）、検査工具（５）、舗装路面（１０又は１５）、その他
金属加工業	受・変電設備（１５）、舗装路面（１０又は１５）、旋盤（１０）、ボール盤（１０）、フライス盤（１０）、プレス（１０）、圧縮機（１０）、測定・検査工具（５）、その他
開業医	レントゲン機器（６）、調剤機器（６）、ファイバースコープ（６）、消毒殺菌用機器（４）、手術機器（５）、歯科診療ユニット（７）、その他
不動産貸付業	舗装路面（１０又は１５）、立体駐車場のターンテーブル及び機器部分（１０）、金属造の塀（１０）、コンクリート造の塀（１５）、ルームエアコン（６）その他

（ ）内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産（詳しくは、1、2 ページを参照してください。）を所有している方です。

地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

- ・所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- ・共有資産は、代表者を決めて申告してください。

2. リース資産の申告について

ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

所有権移転ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のものは申告対象になりません。

3. 提出していただく書類

（1） 必ず提出していただくもの

- ① 「償却資産申告書」
- ② 「種類別明細書」

（2） 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ① 課税標準の特例がある資産 …… 特例届出書、事実を証明する書類
- ② 非課税資産 …… 非課税適用届出書、事実を証明する書類
- ③ 短縮耐用年数を適用された場合 …… 国税局長の承認通知書（写）
- ④ 増加償却をされた場合 …… 税務署長への届出書（写）
- ⑤ 陳腐化資産の一時償却された場合 …… 国税局長の承認通知書（写）
- ⑥ 減免該当資産を所有された場合 …… 減免申請書、事実を証明する書類

4. 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度、全資産申告の形式での提出が必要です。

(1) 償却資産申告書

- ① 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認させていただくため、必ず本町の申告書（又はお知らせのはがき）を添付してください。
- ② 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）

- ① 次の項目は必ず記載してください。
 - ・資産の種類 ・取得価額
 - ・資産の名称 ・耐用年数（改正耐用年数も含む）
 - ・数量 ・特例率（該当有の場合）
 - ・取得年月 ・増加事由(1～4)
- ② 評価額は 12、13 ページを参照のうえ算出してください。
- ③ 税制改正により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。
- ④ 減少した資産を種類別明細書(減少資産用)に記入してください。
- ⑤ 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5. 提出期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）

6. 提出先

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

芦屋町役場 税務課課税係

- ・郵送や e L T A X（エルタックス）でも提出することができます。
- ・申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・F A X、電話による申告は受け付けておりません。

7. 申告する資産とは

毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の要件を満たすものです。

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

次の①から⑧の資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、いまだ稼働していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ⑧ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

- (2) 租税特別措置法の規定により中小企業者等が、取得価額一件当たり30万円未満の減価償却資産（その合計額300万円未満まで）を損金算入した場合の有形減価償却資産

8. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

9. 国税資料等の閲覧について

芦屋町では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、芦屋町への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

なお、調査の結果により賦課決定を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10. 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、5 年度分まで遡及して修正することがありますので、ご了承ください。

11. 課税標準の特例について

地方税法で規定する一定の要件に該当するものは、課税標準の特例が適用されます。

詳しくは、芦屋町役場 税務課課税係までお問合せください。

12. 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

① 建物附属設備の家屋と償却資産の区分 (9 ページの一覧表をご参照ください。)

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

ア 償却資産とするもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの

イ 家屋とするもの

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

ただし、賃借している家屋にこれらの設備を取り付けた場合 (特定附帯設備といいます。次ページ (2) 参照) は、償却資産の区分となり、家屋の所有者ではなく、これらの設備を取り付けた方に課税されます。

② 特定の生産又は業務用の設備の取扱い

次のような資産は、償却資産として固定資産税が課税されます。

ア 特定の生産用の設備

- ・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、蓄電池設備
- ・紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備及び集塵設備

イ 特定の業務用の設備

- ・工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
- ・冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除きます。）
- ・ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備
- ・映画館、演劇場、興行場のスクリーン（映写用）設備及び局所照明器具（スポットライト）

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。

（地方税法 343 条第 10 項、芦屋町税条例第 54 条第 8 項）

＜建物附属設備における家屋との区分一覧表＞

区分	家屋に含めるもの	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	・ 電灯コンセント配線設備 ・ 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・ 出退表示設備 ・ 呼出信号設備 ・ 自動車管制設備 ・ 盗難非常通報装置 ・ 電話配線設備 ・ 電気時計配線設備	・ 自家用発電設備 ・ 受変電設備 ・ ネオンサイン ・ スポットライト、投光器 ・ 家屋と分離している屋外照明設備 ・ 分電盤より外側の配線 ・ 電話機、電話交換機 ・ 親子時計 ・ 中央監視装置 ・ LAN配線
給排水衛生設備	・ 給水設備（受水槽を含む） ・ 排水設備 ・ 中央式給油設備 ・ 衛生設備	・ 屋外給水管、屋外配水管 ・ 配管のない瞬間湯沸器 ・ 独立した煙突、給水塔
ガス設備	・ ガス設備（配管、バルブ、ガスカラン）	・ メーターより外側の配管
空調設備	・ 空調設備 ・ 冷暖房設備 ・ 換気設備、換気扇、天井扇 ・ ベンチレーター	・ ルームエアコン
運搬設備	・ 気送管設備 ・ 事務用ベルトコンベアー設備 ・ エレベーター、ダムウェーター ・ エスカレーター	・ 工場用ベルトコンベアー ・ 気送子 ・ 垂直型連続運搬装置
特殊設備	・ 劇場用特殊機器、舞台 ・ 固定椅子	・ 取り外しの容易な簡易間仕切り ・ 夜間金庫 ・ 機械式駐車場
屋外設備	・ 鉄骨等の非常階段 ・ ポーチ ・ テラス	・ 自転車置場 ・ 簡易物置

表中「家屋に含めるもの」であっても、本来家屋と一体になって家屋の効用を高めるための設備ではなく、生産用又は特定の事業用設備（例：水を大量に使用する化学工場の給排水設備）等は、家屋に含めず、償却資産として申告の対象となります。また、「家屋に含めないもの」は固定資産税（償却資産）の課税対象となるものの一部を記載しています。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1. 作成の単位

資産の所在する市町村ごとに「償却資産申告書」、「種類別明細書」を作成してください。
また、芦屋町内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。

2. 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

(1) 償却資産申告書

- ① 申告書送達先・氏名が印字されている場合でも必ず記名してください。
- ② 資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」の欄 にその旨記入してください。

(2) 種類別明細書

- ① 資産内容が印字されていない場合
令和7年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。
- ② 資産内容が印字されている場合
前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。
前年中に増減があった資産を増加資産用・減少資産用明細書に記入してください。

3. 作成にあたっての注意点

申告書類は、ボールペン等で丁寧に記入してください。

4. 取得価額と耐用年数

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

(2) 耐用年数

耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数には次の3種類があります。

① 法定耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。

通常は、この耐用年数により申告してください。

② 中古見積耐用年数

耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

③ 短縮耐用年数

法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1. 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

(1) 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

(2) 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[例] 取得価額 250,000 円、取得時期平成 29 年 2 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合
(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率・・・0.781)
(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率・・・0.562)

平成 30 年度 = 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

平成 31 年度 = 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

令和 2 年度 = 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和 3 年度 = 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

令和 4 年度 = 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

令和 5 年度 = 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

令和 5 年で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

<減価残存率表>

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得 ($1 - r / 2$) (※1)	前年前取得 ($1 - r$)		前年中取得 ($1 - r / 2$)	前年前取得 ($1 - r$)
—			31 年	0.964	0.928
2 年	0.658	0.316	32 年	0.965	0.931
3 年	0.732	0.464	33 年	0.966	0.933
4 年	0.781	0.562	34 年	0.967	0.934
5 年	0.815	0.631	35 年	0.968	0.936
6 年	0.840	0.681	36 年	0.969	0.938
7 年	0.860	0.720	37 年	0.970	0.940
8 年	0.875	0.750	38 年	0.970	0.941
9 年	0.887	0.774	39 年	0.971	0.943
10 年	0.897	0.794	40 年	0.972	0.944
11 年	0.905	0.811	41 年	0.972	0.945
12 年	0.912	0.825	42 年	0.973	0.947
13 年	0.919	0.838	43 年	0.974	0.948
14 年	0.924	0.848	44 年	0.974	0.949
15 年	0.929	0.858	45 年	0.975	0.950
16 年	0.933	0.866	46 年	0.975	0.951
17 年	0.936	0.873	47 年	0.976	0.952
18 年	0.940	0.880	48 年	0.976	0.953
19 年	0.943	0.886	49 年	0.977	0.954
20 年	0.945	0.891	50 年	0.977	0.955
21 年	0.948	0.896	51 年	0.978	0.956
22 年	0.950	0.901	52 年	0.978	0.957
23 年	0.952	0.905	53 年	0.978	0.957
24 年	0.954	0.908	54 年	0.979	0.958
25 年	0.956	0.912	55 年	0.979	0.959
26 年	0.957	0.915	56 年	0.980	0.960
27 年	0.959	0.918	57 年	0.980	0.960
28 年	0.960	0.921	58 年	0.980	0.961
29 年	0.962	0.924	59 年	0.981	0.962
30 年	0.963	0.926	60 年	0.981	0.962

(※1) r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

2. 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに町長が価格（評価額）を決定します。

償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた後60日までの間、審査の申出をすることができます。

3. 税額の計算方法と免税点

（1） 計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 標 準 額 (*2)} \\ \hline \text{(1,000 円 未 満 切 り 捨 て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{(1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

（*2） 課税標準額とは一つの市町村内に所在する資産の価格の合計です。

（2） 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

【例】 A町とB町に資産をお持ちのC社の場合

A町所在の資産の合計の課税標準額が1,457,000円→課税されません。

B町所在の資産の合計の課税標準額が1,689,000円→課税されます。

4. 納期

年税額は4回の納期（5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくことになります。

5. お問い合わせ先

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 税務課 課税係

電話番号 093-223-3534（直通）